さいたま市立大成保育園民間移管に伴う運営事業者選定委員会設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、さいたま市公立保育所民間移管に伴う運営事業者選定委員会条例（令和７年さいたま市条例第４６号）第１条第２項の規定に基づき、事業者の選定を行う保育所（さいたま市保育所条例（平成１３年さいたま市条例第１７５号）第１条に規定するさいたま市保育所をいう。以下「保育所」という。）ごとに設置する委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象となる保育所）

第２条　この要綱の対象となる保育所は、さいたま市立大成保育園とする。

（名称）

第３条　第１条の委員会の名称は、さいたま市立大成保育園民間移管に伴う運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）とする。

（委任）

第４条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年９月１日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、さいたま市立大成保育園の民間への移管に係る事業者が選定される日限り、その効力を失う。